

# ○福岡都市圏南部環境事業組合職員の育児休業等に関する規則

〔平成22年3月29日〕  
規則第2号

(目的)

**第1条** この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）及び福岡都市圏南部環境事業組合職員の育児休業等に関する条例（平成22年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**第2条** 削除

(育児休業の承認の請求手続)

**第3条** 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 条例第3条第4号に規定する育児休業等計画書は様式第2号によるものとし、前項に規定する請求書に併せて提出しなければならない。

3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

4 第1項及び前項の規定は、再度の育児休業の承認の請求について準用する。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

**第4条** 前条第1項及び第3項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

**第5条** 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届（様式第3号）により行うものとする。

3 第3条第3項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業に係る辞令書の交付)

**第6条** 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して辞令書を交付しなければならない。

(1) 職員の育児休業を承認する場合

(2) 職員の育児休業期間の延長を承認する場合

(3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合（育児休業期間満了の場合を除く。）

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(任期付採用職員に係る辞令書の交付)

**第7条** 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定により任期を定めて職員を採用する場合
- (2) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新する場合
- (3) 任期付職員が退職する場合（任期満了の場合を除く。）

**第8条** 省略

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

**第9条** 条例第10条に規定する育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務（延長）承認請求書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第8条第5号に規定する育児休業等計画書は様式第2号によるものとし、前項に規定する請求書に併せて提出しなければならない。

3 第3条第3項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。  
(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

**第10条** 第5条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務に係る辞令書の交付)

**第11条** 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の承認を取り消し、引き続き当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認する場合
- (4) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の承認を取り消し、当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合  
(部分休業の承認の請求手続)

**第12条** 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（様式第5号）により行うものとする。

2 第3条第3項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

**第13条** 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(部分休業承認通知書の交付)

**第14条** 任命権者は、部分休業を承認する場合には、職員に対して部分休業承認通知書を交付しなければならない。

(委任)

**第15条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日規則第3号）  
この条例は、公布の日から施行する。

様式 略